

パブリック・コメント手続きを実施しない理由について

平成29年2月に策定（令和3年3月改訂）した「愛川町公共施設等総合管理計画」においては、総務省の指針に基づき策定したものでありますが、令和4年4月1日に指針が改訂され、本計画に記載すべき事項が追加されたことから、所要の改正を行うものです。

計画の見直し内容については、脱炭素化の取り組みについて追加記載するものでありますが、現行計画で既に「省エネルギー設備の導入の推進」について記載しており、今回の改訂は総務省の示す要件となるよう一部追記を行うものです。

このため、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号に規定する「軽微なもの」に該当することから、パブリック・コメント手続きを実施しないものです。